鎌倉市個人情報保護条例の改正について

**◆条例改正の背景**

　令和３年（2021年）５月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）」により、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールが定められ、令和５年４月１日から適用されることになりました。

　これにより、すべての地方公共団体が、改正後の「個人情報の保護に関する法律」（以下「改正法」という。）の適用を直接受けるようになることから、本市においても改正法の施行に当たって必要となる規定を整備するため、鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の答申を踏まえながら、鎌倉市個人情報保護条例の改正を行うものです。

**◆主な改正内容**

１　個人情報開示請求等の手数料

国においては、改正後の政令により、開示請求１件当たり300円の手数料を徴収することとされていますが、地方公共団体については、手数料額を当該地方公共団体の条例で定めることとされています。（手数料を無料とすることも含まれます。）

本市においては、これまでも手数料を徴収していないことから、開示請求をする際の手数料を無料としますが、現行と同様に写しの交付に係るコピー代等は請求者の実費負担とします。

また、行政機関等匿名加工情報の利用の導入については当面見送るため、当該利用に関する手数料に関する規定は定めないこととします。

　※　行政機関等匿名加工情報の利用とは、行政機関等が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができず、かつ、復元できないように加工された情報を企業等が事業に用いることをいいます。

２　個人情報の開示決定等の期限

改正法において、開示決定等は「開示請求があった日から30日以内」にしなければならないとされていますが、地方公共団体が条例で定めることにより、開示決定等の期限を30日より短くすることができるとされています。

本市においては、これまで開示決定等の期限を「開示等の請求があった日から起算して15日以内」としていることから、同様の規定を設けます。

３　条例要配慮個人情報

　　地方公共団体の機関は、当該機関が保有する個人情報のうち、改正法第２条第３項に規定する要配慮個人情報とは別に、条例において、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等を「条例要配慮個人情報」として規定することができます。

　　この点、条例によって独自に規定すべき個人情報が本市に存在する特段の事情は、今のところ見当たらないと考えられることから、現時点では、条例要配慮個人情報に関する規定は定めないこととします。

　　※要配慮個人情報とは、人種・信条や病歴といった特に配慮を要する情報をいいます。

４　個人情報ファイル簿の作成

改正法では、個人の数が1,000人以上の場合には個人情報ファイル簿の作成が義務付けられていますが、それに加えて1,000人未満の場合でも、別途個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することも妨げないとしています。

このため、本市においては、個人情報の保有に関する情報の適切な提供体制を確保するため、個人の数にかかわらず、個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表するよう定めます。

５　審議会への諮問

改正法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるときは、審議会に諮問することができるとされていることから、同様の規定を定めます。

一方で、これまで審議会の諮問案件であった目的外の利用や提供といった個人情報の取扱いに関する個別の案件については、改正法において適正な取扱いの確保に関する規定が設けられているという趣旨から対象外となるため、本市においては、そのような案件は別途報告を行うよう求めるなどの運用を検討します。

６　条例の運用状況の公表

これまでの運用を継続することとし、毎年１回、条例の運用状況を取りまとめ、公表することを規定します。

**◆条例改正のスケジュール**

⑴　パブリックコメントの実施【令和４年10月３日～11月２日】

⑵　パブリックコメントの意見集約、条例案の作成【令和４年11月】

⑶　議会への提案【令和４年12月】

⑷　条例施行【令和５年４月】

**◆参考資料**

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の概要資料（個人情報保護委員会WEBサイトに掲載）